

第3回青森地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和4年8月9日（火）14時00分～14時37分

2 場 所 青森県観光物産館アスパム5階 あすなろ

3 出席者

【委員】 公益委員 石岡委員、中村委員、飛鳥委員、森宏之委員、森理恵委員
労働者委員 赤間委員、秋田谷委員、小枝委員、保土澤委員、野坂委員
使用者委員 小笠原委員、田中委員、藤井委員、齋藤委員、小野委員

【事務局】 高橋局長、橋本労働基準部長、八木澤賃金室長、
嘉賀室長補佐、長尾厚生労働事務官

4 内 容

室長補佐 それでは、定刻となりましたので、只今より「令和4年度第3回青森県地方最低賃金審議会」を開催いたします。

本日の委員の出欠状況ですが、全員出席されておりますことをご報告いたします。

また、本日の審議会は公開となっていることから、傍聴人の募集公示を行ったところ、4名の傍聴申し込みがあり、会場に入室していることをご報告します。

本日の審議会では、「青森県最低賃金の改正決定について」ご審議いただきます。

それでは、以後の議事進行については、石岡会長によりしくお願いいたします。

石岡会長 それでは、よろしくお願いたします。

早速議に入りたいと思いますが、初めに、青森県最低賃金の改正に関する専門部会の審議が終了いたしました。会長である私が部会長でもありますので、森部会長代理からご報告をお願いいたします。

森部会長代理 青森県最低賃金の改正決定に関する報告書。当専門部会は、令和4年7月7日青森県地方最低賃金審議会において付託された青森県最低賃金の改正決定について慎重に調査、審議を重ねた結果、別表1のとおりの結論に達したので報告いたします。

では、別表1のほうでございます。青森県最低賃金、1、適用する地域、青森県の区域。2、適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。ここで、4ですが、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間853円ということでございます。

5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6、効力発生の日、法定どおりということになっております。

石岡会長 はい、ありがとうございました。何かご質問はございますか。

(委員から特に発言なし)

石岡会長 只今、森部会長代理から報告のありましたように、専門部会の意見が分かれておりましたために、最終的に採決という形をとらざるを得ませんでした。

そこで、専門部会の審議結果を本審の決定とすることについて、採決により決定をしたいと思います。採決は、賛成、反対、保留。この3つで、挙手をもって行いたいと思います。

それでは、賛成の方、挙手をお願いいたします。

(公益代表委員4名、労働者代表委員5名の挙手あり)

石岡会長 はい、ありがとうございます。
反対の方は挙手をお願いします。

(使用者側代表委員5名の挙手あり)

石岡会長 はい、ありがとうございました。

採決の結果は、賛成の方が9名、反対の方が5名でございました。

最低賃金審議会令第5条3項におきまして、「審議会の議事は、会議に出席したものの過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる」とされておりますので、青森県最低賃金は専門部会の審議結果のとおり、本審として決定することといたします。

賃金室長 それでは、答申の案を配付させていただきます。

(会長を含め全員に、答申文の案を配付)

石岡会長 只今、事務局から配付されました答申文の案につきまして、委員の皆様にご確認いただきたいと思います。

この案につきまして、何かご意見はございませんでしょうか。

(委員の間から、特に発言なし)

石岡会長 それでは、この答申文をもちまして答申することといたします。

室長補佐 それでは、答申に移らせていただきます。
青森地方最低賃金審議会の石岡会長より、高橋青森労働局長に対して答申文を手交願います

(石岡会長が、答申文を読み上げて、高橋労働局長へ手交)
(答申文の手交後、会長を含め全員に、答申文の写しを配付)

室長補佐 それでは、答申に至った経緯等につきまして、石岡会長からお願いいたします。

石岡会長 答申の内容につきまして一言申し上げます。
この度、青森県最低賃金を31円引き上げて、853円とすることに決定し、答申をいたしました。

専門部会の議論の中では、労使双方から慎重にご意見を伺いましたけれども、最終的に労使の意見が折り合わず、最終的には公益委員のほうで見解を出し、採決をするということにさせていただいたわけです。

公益委員といたしましては、使用者側からご指摘がありました宿泊・飲食業などをはじめとする、コロナ禍の長期化によって業況が戻ってきていない業種があること。そして、原油価格の高騰等の新たな問題は特に自動車交通産業といった原油に依存する産業を中心に業況に厳しさをもたらしめている。こういったことについては、十分理解できるところでございます。

一方で、県内における消費者物価上昇率は、食料や燃料の高騰によって、全国と比べても高水準にあり、こうした原油価格の問題というのは、県内で働く人たちの家計に大きな影響を与えている。こういう点にもしっかりと目を向ける必要があると考えました。加えて、このところ、新規高卒の県内就職割合や求人数は幸い伸びてきております。優秀な人材の県外流出を抑えるためにもここで中央との格差が拡大するという形での最低賃金の額は避けるべきではないかと判断したところでございます。

各委員に置かれましては、丁寧かつ真摯な審議をいただき、誠に感謝申し上げます。また、県民の皆様におかれましては、以上の事情を考慮の上、ぜひご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

室長補佐 以上をもちまして、答申を終了させていただきます。

続きまして、高橋局長より御礼の挨拶を申し上げます。

局 長

只今、石岡会長から答申をいただきました。

今年度の青森県最低賃金の改正につきましては、中央最低賃金審議会から青森県における目安額としまして過去最高の引上額30円が示されました。

これを踏まえ、当審議会及び専門部会におきまして、公労使それぞれのお立場から真摯な議論を尽くしていただきました。

その結果としまして、採決という形にはなりましたが、只今、青森県最低賃金を31円引き上げて1時間853円とするとの答申をいただきました。

今年度は、中央最低賃金審議会からの目安額提示が大幅に遅れるなど、委員の皆様方には大変なご苦勞をおかけしたと存じます。改めて、心から御礼申し上げます。

答申いただきました新たな青森県最低賃金につきましては、今後、異議申出の期間をおきまして、改正決定の手続きを進めていくこととなります。

改正額が決定いたしましたら、まずは周知広報活動について、そして、その後は履行確保について万全を期していきたいと考えております。

特に、事業主の方々に対する新たな支援策としまして、業務改善助成金という助成制度の周知・活用促進にも努めていきたいと考えております。

委員の皆様には、今後とも、青森県におけます労働行政に引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます、御礼の挨拶とさせていただきます。

賃金室長

今後の手続きを経まして、改正の運びとなりましたら改正最低賃金額の周知・広報に努めるとともに、業務改善助成金等の活用につきまして、あらゆる機会を捉えて周知に努めてまいりたいと思いますので委員の皆様にもご協力を賜りたいと存じます。

それでは、ただいま答申いただきました青森県最低賃金の今後の事務手続きについてご説明いたします。

異議の申出を本日8月9日から8月24日まで行うこととなります。それまでの間に異議の申出があった場合には、審議会を開催し、異議申出についてご審議いただくこととなります。

異議審の開催日につきましては、8月25日10時半からを予定しております。

なお、金額の改正でございますので官報の公示が必要となります。最短で、9月5日に官報公示を行い、発効予定日は令和4年10月5日ということとなります。

以上でございます。

石岡会長 皆様方から何かございますか。

(委員の間から特に発言なし)

石岡会長 それでは、以上で青森県最低賃金の改正決定に関する審議を終了いたします。

続けて、産業別最低賃金について審議をいたしますが、ここで5分ほど休憩を入れたいと思います。

～休憩～

石岡会長 それでは、審議を再開したいと思います。

次の議題の青森県特定(産業別)最低賃金の改正決定の申出につきまして事務局から説明をお願いします。

賃金室長 事務局から説明させていただきます。

詳細につきましては、諮問の後に説明をさせていただきますけれども、産別4業種につきましては、8月1日と8月3日に「申出書」の提出があり、申出の要件を満たしていることから、これを受理していることをご報告いたします。

室長補佐 それではここで、産業別最低賃金の改正の必要性の有無について、高橋局長より石岡会長に対して諮問させていただきます。

(高橋労働局長が、諮問文を読み上げて、石岡会長へ手交)

(各委員に対し、諮問文の写しを配付)

室長補佐 諮問文の写しを各委員のお手元にお配りいたしましたので、ご参照ください。

石岡会長 それでは、産業別最低賃金の改正につきまして、関連するものを一括して事務局から説明をお願いします。

賃金室長 事務局から説明させていただきます。

初めに、産別最賃の改正決定についてご説明いたします。

産別最賃関係資料という資料がございますけれども、資1の「フローチ

ャート」をご覧になって頂きたいと思えます。

1の「申出の意向表明」でスタートし、11の「効力発生」までの主な産別最賃決定手続の流れを記しております。

産別最低賃金の決定等に関しては、その「必要性の有無」と「改定」等につきましては、2段階にわたって審議会の調査審議を経ることを要することになっているところがございます。

資料をめくっていただいて2ページ目が手続きに沿って日程案を作成したものでございます。これまでに各委員会の先生方から提出されたもの等につきまして、記したものでございます。

審議日程につきまして、本日以降の流れとしましては、9月5日に第1回検討小委員会、16日に第2回検討小委員会と第5回本審。以下、9月27、28、30日、10月5日と産別専門部会を開催するという流れとなっております。この日程で確定をさせていただければと思っているところでございます。

ここで、次第のついた資料をご覧いただけますでしょうか。

こちらの資料の3ページ目に今年の申出の状況がございますので説明させていただきます。

まず、鉄鋼業につきましては、8月3日に日本基幹産業労働組合連合会青森県本部様から申出がございました。電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に関しまして、8月1日に電機連合青森地域協議会様から申出がございました。続きまして、各種商品小売業につきましては、8月1日にUAゼンセン青森県支部様から申出がございました。自動車小売業につきましては、8月3日に全日本自動車産業労働組合総連合会青森地方協議会様から申出があったところでございます。適用事業所につきましては、記載にあるとおりでございます。

申出書の審査にあたりまして、適用労働者数に対する申出労働者数につきましては、各業種とも3分の1を超えていること等、改正決定の申出のために必要な形式要件を具備していることを審査の上、正式受理しておりますことを、改めてご報告いたします。

次に、「検討小委員会」と「産別専門部会」の具体的手続きについてご説明いたします。

また産別最賃関係資料に戻っていただきまして、資料3ページをご覧ください。こちらが昨年の「産別最低賃金検討小委員会」の名簿でございます。昨年はこのような状況でございました。

次のページの資料4に令和3年度年度産別最低賃金意見聴取者名簿が付いております。「検討小委員会」では、申出人と参考人から意見聴取を行うこととなっておりますので、こちらが昨年度の小委員会の意見聴取を行った申出人と参考人の名簿でございます。

今年は、資2の日程表にあるとおり、9月5日と9月16日に意見聴取を予定しておりますので、労使各側におかれましては、「申出人または参考人」をご推薦いただきまして、できれば金曜日8月19日金曜日までにFAX等により、事務局へご連絡を頂きますようお願いいたします。

推薦をいただいた申出人、参考人に対しましては、事務局から資料7に載せてございます「産業別最低賃金意見聴取メモ」をお送りいたしますので、こちらの作成・提出をお願いする予定でございます。

様式等につきましては、後ほどメール等で差し上げますのでよろしくお願いいたします。

資料の5ページ目の産別の委員名簿でございますけれども、これは昨年度の委員名簿をつけさせていただいているところでございます。検討小委員会の後に9月16日を予定しております改正決定の諮問を受けて設置されます「専門部会」の部会委員の推薦準備も併せてお願いというところでございます。

正式には、「必要性有り」の答申を受けた場合、委員の推薦公示を行いまして、公示した旨のお知らせを各関係団体に送付することになります。例年同様となるところでございますけれども、今年は16日が本審議会、最初の専門部会が27日となっておりますので、日程にあまり余裕がないということで、部会委員の人選について、ご準備のほどよろしくお願いいたします。

事務局の説明は以上でございます。

石岡会長 何かご質問はございますか。

(委員から、特に発言なし)

石岡会長 それでは、労働局長から諮問がございましたので、例年どおり産別の検討小委員会を設けまして、必要性の有無について審議をすることといたします。

まず、検討小委員会の委員の選任を行いたいと思います。

公益委員につきましては、わたくしのほかに森宏之委員、飛鳥委員を指名させていただきます。

労使の代表委員につきましては如何いたしましょうか。

秋田谷委員 労働者側の委員としては、私と赤間委員、野坂委員の昨年と同じメンバーでお願いしたいと思います。

石岡会長 はい、わかりました。

小笠原委員 使用者側委員につきましては、前年同様、5人で分担しながら対応したいと思っているところでございます。具体的に申し上げますと、鉄鋼業、電気機械器具等製造業につきましては、小笠原、藤井、小野の3名で。また、各種商品小売業、自動車小売業につきましては、小笠原、田中、齋藤のメンバーで対応させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

石岡会長 分かりました。
それでは、指名された委員の方々、どうぞよろしくお願いいたします。
そのほか、日程などについて何かご質問等はございませんか。

(委員の間から、特に発言なし)

石岡会長 それでは、産別の審議についてはこの程度といたしまして、議題の4「その他」ですが、そのほかに何かございますか。

(委員、事務局、ともに発言なし)

石岡会長 では、本日の審議会はこれをもって終了したいと思います。
どうもお疲れさまでした。